**オミクロン株の流行を踏まえた濃厚接触者の取扱いについて**

岡山県のオミクロン株疑いの患者が既に陽性者の7割以上を占めていることから、令和４年１月２８日付け厚生労働省事務連絡に基づき、濃厚接触者の待機期間を最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間とするとともに、地域の社会機能を維持するため、例外的な取扱いとして、社会機能維持者（社会機能を維持するために必要な事業に従事する者）については、検査が陰性であった場合には、7日を待たずに待機を解除することも可能となりました。また、医療従事者については令和3年8月13日付け厚生労働省事務連絡に基づき、要件を満たした場合に限り5日を待たずに外出し医療業務につくことが可能となっています。

**濃厚接触者の取扱い**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 陽性者と最後に接触した日からの日数 | | |
| 0日～4日 | 5日～7日 | 8日～ |
| 医療従事者 | 条件付き待機解除（1） | 条件付き待機解除（2） | 待機解除 |
| 社会機能維持者 | 待機 |
| その他 | 待機 |

**（1）医療従事者の待機解除には別の条件があります。**

<https://www.mhlw.go.jp/content/000899482.pdf>

**（2）社会機能維持者（医療従事者を含む）の待機解除には条件があります。**  
詳しくは下記岡山県ホームページ内の

[濃厚接触者となった方へ - 岡山県ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策室） (pref.okayama.jp)](https://www.pref.okayama.jp/page/762355.html)

[新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者のうち社会機能維持者の待機解除に関する取扱いについて - 岡山県ホームページ（新型コロナウイルス感染症対策室） (pref.okayama.jp)](https://www.pref.okayama.jp/page/759292.html)

を参考にしてください。